



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則（財政課）…………… 1
- 沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則（子育て支援課）…………… 1
- 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則及び沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（子育て支援課）…………… 2
- 製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則（薬務生活衛生課）…………… 2
- 沖縄県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則（水産課）…………… 3

告 示

- 県道の供用の開始（道路管理課）…………… 3

人事委員会事項

- 会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則の一部を改正する規則…………… 3

海区漁業調整委員会事項

- 漁業法に基づく指示事項・2件…………… 4

規 則

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第9号

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年沖縄県規則第83号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも24日前に行う旨を規定した場合に限り24日前）」を削る。

第7条中「（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る指名競争入札については、24日前）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第10号

沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部を改正

する規則

沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則（平成19年沖縄県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則及び沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第11号

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則及び沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

（沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第1条 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第52号）の一部を次のように改正する。

第15条第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

（沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第2条 沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成26年沖縄県規則第54号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第12号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和47年沖縄県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 法第5条第1号に該当する者 法第5条第1号の製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を習得したことを証する当該製菓衛生師養成施設の長の証明書
- (2) 法第5条第2号に該当する者 2年以上菓子製造業の実務に従事したことを証明する書類（第6号様式）

第1号様式中	「2 免許の取消し処分を受けたことの有無 （ある場合はその理由及び年月日）」	を	「2 免許の取消処分を受けたことの有無 （ある場合はその理由及び年月日）」
--------	---	---	--

- 3 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の

に、「若しくは住民票」を「又は住民票」に、「(2) 省令第1条第2号の診断書」を「(2) 試験合格証書」に改める。

」

第5号様式中「3 菓子製造技能士の場合は、1級又は2級（該当するものに○）※3に該当する場合は、技能検合格証書の写しを添えること。」を

「3 学校教育法第57条に規定する高等学校の入学資格を有	4 菓子製造技能士の場合は、1級又は2級（該当するも
------------------------------	----------------------------

する者に該当するか否かの別
のに○) ※4に該当する場合は、技能検定合格証書の写しを添えること。」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の製菓衛生師法施行細則の規定に基づいて印刷された様式については、
当分の間、所要の補正を行って使用することができる。

沖縄県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第13号

沖縄県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

沖縄県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則（平成15年沖縄県規則第43号）の一部を次のように改正する。

- 第4条中「第19条第2項」を「第21条第2項」に改める。
第5条第1項中「第8条」を「第9条」に改める。
第3号様式及び第4号様式中「第19条第1項」を「第21条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

告 示

沖縄県告示第138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、令和7年3月25日から同年4月7日まで一般の縦覧に供する。

令和7年3月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 路線名 沖縄環状線
- 2 供用開始の区間 北中城村字比嘉西原639番3から北中城村字比嘉西原803番まで
- 3 供用開始の期日 令和7年3月21日

人 事 委 員 会 規 則

会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第1号

会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則（令和2年沖縄県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第13号中「次のいずれにも該当する会計年度任用職員」を「1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの」に改め、同号ア及びイを削り、同条第16号中「次のいずれにも該当する会計年度

任用職員」を「1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの」に、「第9号」を「第8号」に改め、同号ア及びイを削り、同条第17号中「次のいずれにも該当する会計年度任用職員」を「1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの」に改め、同号ア及びイを削り、同条中第18号を第19号とし、第17号の次に次の1号を加える。

(18) 公務によらない負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 1の年度において10日の範囲内で必要と認める日又は時間

第8条第1項第2号を次のように改める。

(2) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、次に掲げる場合のいずれかに該当するため、勤務しないことが相当であると認められるとき 1の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内で必要と認める日又は時間

ア 当該子の看護（負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をを行うことをいう。）を行う場合

イ 当該子に予防接種又は健康診断を受けさせる場合

ウ 当該子の学校の休業等（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止及び同法第20条の規定による学校の休業並びに児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他の施設及び児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第19条の規定による出席停止又は同法第20条の規定による学校の休業に準ずるものをいう。）に伴い当該子の世話をを行う場合

エ 当該子の教育又は保育に係る行事（入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典をいう。）に参加する場合

第8条第1項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

海区漁業調整委員会事項

沖縄海区漁業調整委員会指示7第1号

沖縄海区における浮魚礁（中層型浮魚礁を含む。以下「浮魚礁」という。）の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和7年3月25日

沖縄海区漁業調整委員会
会長 上 原 亀 一

（自主調整協議会の設置）

第1 沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、浮魚礁を敷設する海域の相互調整を図るため、次の表のとおり、関係地区ごとに浮魚礁自主調整協議会（以下「協議会」という。）を置く。

関係地区	協議会の名称
沖縄本島北西地区	第1ブロック浮魚礁自主調整協議会
沖縄本島南西地区	第2ブロック浮魚礁自主調整協議会
沖縄本島東地区	第3ブロック浮魚礁自主調整協議会
先島地区	第4ブロック浮魚礁自主調整協議会
大東諸島地区	第5ブロック浮魚礁自主調整協議会

2 協議会は、委員会が作成する浮魚礁自主調整協議会名簿（以下「名簿」という。）に登録された者によ

り構成する。

(協議会への加入)

第2 協議会は、沖縄県内の市町村又は次に掲げる要件（以下「加入資格」という。）の全てを満たしている者でなければ加入することができない。

- (1) 法人格を有する団体であること。
- (2) 20以上の事業者又は個人（以下「構成員」という。）により組織され、構成員が特定できる者であること。
- (3) 構成員の出資金額、口数等にかかわらず、法令や定款等の明文化された規程により民主的な運営が確保されている者であること。
- (4) 事業を行うために必要な経済的基礎を欠く等の理由により、事業の目的を達成することが著しく困難な者でないこと。
- (5) 法令等を遵守する精神を著しく欠き、又は協議会の民主的な運営を妨げ、若しくはそのおそれがある者でないこと。

2 協議会に加入しようとする者は、加入資格確認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して委員会に提出し、委員会から加入資格を満たしている旨の確認（以下「資格確認」という。）を受けなければならない。ただし、沖縄県内の市町村が協議会に加入しようとする場合においては、次に掲げる書類を添付することを要しない。

- (1) 法人格を有する団体であることを証する書類
- (2) 構成員の氏名及び住所（構成員が団体である場合にあつては、名称及び所在地並びに代表者の氏名）を明らかにする書類
- (3) 組織の民主的な運営が確保されていることを明らかにする書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が資格確認をするために必要と認める書類

3 委員会は、資格確認をするときは、協議会その他関係者の意見を聞くことができる。

4 委員会は、資格確認をした場合は、速やかに、その旨を協議会に加入しようとする者に通知するとともに、その者を名簿に登録するものとする。

5 委員会は、名簿に登録された者が、第1項各号に掲げる加入資格のいずれかを欠くに至ったと認めるときは、その者を名簿から削除するものとする。

(共同申請)

第3 この指示の第4から第8まで及び第13に規定する事項について2以上の者が共同して申請しようとするときは、そのうちいずれか1の者を代表者に選定し、代表者選定届（第2号様式）を委員会に提出しなければならない。

2 代表者は、委員会に対し、共同者を代表する。

(敷設の承認等)

第4 浮魚礁は、名簿に登録された者が、浮魚礁敷設承認申請書（第3号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して委員会に提出し、委員会の承認を受けた場合でなければ敷設することができない。ただし、共同漁業権を設定している区域において浮魚礁を敷設する場合であつて、敷設前に、共同漁業権区域内浮魚礁敷設届（第4号様式）及び当該共同漁業権者全員との協議が調ったことを証する書類並びに第2号及び第3号に掲げる書類を委員会に提出した場合は、この限りでない。

- (1) 浮魚礁を敷設しようとする位置に係る関係地区の協議会に加入している全ての者（沖縄県を除く。）と当該位置その他敷設に必要な内容に係る協議が調ったことを証する協議書（第5号様式。以下「協議書」という。）
- (2) 浮魚礁を敷設しようとする位置を世界測地系による緯度及び経度によって記載した図面
- (3) 敷設しようとする浮魚礁の浮体、浮体付属品、係留索、アンカー等の構造を示す書類

2 協議書の有効期限は、協議が調った日から令和8年3月31日までとする。

3 委員会は、第1項の承認（以下「敷設承認」という。）をしたときは、浮魚礁敷設承認証（第3号様式。以下「承認証」という。）を交付するものとし、その有効期間は、承認を受けた日から令和8年3月31日までとする。

(敷設の再承認)

第5 沖縄海区漁業調整委員会指示6第1号の指示により承認を受けた既設の浮魚礁について、その敷設者は、令和7年6月30日までに申請書を委員会に提出し、委員会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の申請書には、第11の規定を遵守していること及び浮魚礁の浮体位置を確認することができる写真を添付しなければならない。
- 3 前項の規定により確認した浮魚礁の浮体位置の緯度又は経度のいずれか又はその両方が敷設承認を受けた協議位置（以下「協議位置」という。）から2分以上離れている場合は、第1項の規定により提出する申請書に当該浮体位置に係る協議書を添付しなければならない。
- 4 第4の第3項の規定は、第1項の規定による承認（以下「再承認」という。）について準用する。
- 5 沖縄海区漁業調整委員会指示6第1号の指示により承認を受けた既設の浮魚礁については、承認の有効期間を令和7年7月1日以後初めて開催される委員会の開催日まで延長する。

（敷設後の承認）

第6 敷設承認又は再承認を受けた後に次に掲げる場合に該当するときは、浮魚礁の構造についてあらかじめ委員会事務局の確認を受けて委員会の承認前に敷設することができる。ただし、敷設後は速やかに委員会の承認を受けなければならない。

- (1) 令和6年11月1日から令和7年3月31日まで（以下「特例期間」という。）に第4の承認を受けた場合で同年6月30日までに敷設する場合
- (2) 特例期間に浮魚礁の流失を確認し、令和7年6月30日までに敷設する場合（構造及び協議位置に変更がない場合に限る。）
- (3) 第5の再承認を受けた後に浮魚礁の流失を確認し、令和8年3月31日までに敷設する場合（構造及び協議位置に変更がない場合に限る。）
- (4) 浮魚礁の種別（表層、中層及び表中層）の変更を伴わない軽微な浮魚礁の構造変更の場合

2 第4の第3項の規定は、前項の規定による承認（以下「事後承認」という。）について準用する。

（完了届の提出）

第7 浮魚礁を敷設した者（以下「敷設者」という。）は、敷設後速やかに浮魚礁敷設完了届（第6号様式）を委員会に提出しなければならない。

（流失届の提出）

第8 敷設者は、浮魚礁が流失したときは、速やかに浮魚礁流失届（第7号様式）を委員会及び当該浮魚礁を敷設した海域を管轄する海上保安部又は海上保安署に提出しなければならない。

（協議書の省略）

第9 次に掲げる場合には、協議書の添付を省略することができる。

- (1) 第5の第2項の浮体位置の確認において浮魚礁の流失が判明した場合において、流失した浮魚礁と同じ構造で、かつ、同一の協議位置に浮魚礁を敷設し、令和7年7月1日以後初めて開催される委員会までに承認を受けて、令和8年3月31日までに敷設する場合
- (2) 第6に該当する場合
- (3) 委員会が特に必要と認める場合

（承認の制限、条件等）

第10 敷設を承認する浮魚礁の数は、県が敷設するものは100基、市町村及び漁業協同組合等が敷設するものは150基を限度とする。

2 委員会は、浮魚礁の敷設が船舶の航行の安全又は漁業調整等に支障を来すおそれがあると認めるときは、敷設承認をせず、又は敷設承認をするに当たって制限若しくは条件を付することができる。

（浮魚礁の管理）

第11 浮魚礁を敷設する者は、浮魚礁を容易に識別できるようにするため、浮魚礁の本体に敷設者の名称及び承認証に記載されている浮魚礁の名称を明記するとともに、船舶の航行の安全のため、浮魚礁（中層型浮魚礁を除く。）に、レーダー反射器、電灯その他の照明を取り付け、浮魚礁を敷設した後はこれを適切に管理しなければならない。

（違反に対する措置）

第12 委員会は、敷設承認又は再承認を受けた者がこの指示に違反していると認めるときは、その決議を経て、敷設承認又は再承認を取り消すものとする。

2 委員会は、その決議を経て、敷設承認、再承認又は事後承認を受けずに敷設された浮魚礁を利用する者に対し、その利用制限を命じることができる。

（浮魚礁の利用）

第13 浮魚礁を利用する者（以下「利用者」という。）は、敷設者との間で、利用に関する協定を締結し、

又は協議を調べなければその操業をしてはならない。

2 敷設者は、利用者との間で、敷設の目的を達成することが困難となるような協定を締結し、又は協議を調べてはならない。

3 利用者は、その操業の際にいたずらに他の者の海面利用を妨げてはならない。

4 第1項に定める利用に関し、協定を締結し、又は協議を調べた際に、敷設者がこれを示す旗等を利用者に交付したときは、利用者は、操業の際に当該旗等を掲示しなければならない。この場合において、敷設者は、承認旗等設定届（第8号様式）を委員会に提出しなければならない。

（指示の有効期間）

第14 この指示の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

第1号様式（第2関係）

加入資格確認申請書		年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿		
所在地 名称 (代表者氏名)		
下記のとおり第1ブロック浮魚礁自主調整協議会へ加入したいので、沖縄海区漁業調整委員会指示7第1号に基づき加入資格の確認を申請します。		
記		
1 法人の種類及び根拠法令：		
2 構成人員の事業種類：		
3 添付書類：		

第2号様式（第3関係）

代表者選定届		年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿		
所在地 名称 (代表者氏名)		
浮魚礁の敷設については、共同で行うこととしたので届け出ます。今後申請を行う際の名称及び代表者は、下記のとおりです。		
記		
共同申請名称：		
代表者	：	所在地 名称 (代表者氏名)

第3号様式（第4、第5、第6関係）

浮魚礁敷設承認申請書		年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿		
所在地 名称 (代表者氏名)		
下記のとおり浮魚礁を敷設したいので、沖縄海区漁業調整委員会指示7第1号に基づき申請します。		

記

1 承認を受けようとする浮魚礁の名称 :
 2 承認を受けようとする浮魚礁の協議位置：北緯 東経
 (年度初めの再承認申請の場合、確認した浮体位置)
 3 浮魚礁の種類 :

浮魚礁敷設承認証

敷設承認申請のあった上記の浮魚礁は、次のとおり承認する。

1 承認番号 : 沖調U7第 号
 2 承認期間 : 年 月 日から 年 月 日まで
 3 制限又は条件:
 (1) 委員会指示の内容を遵守しなければならない。
 (2) 漁業調整のため必要があると認めるときは、承認の内容を変更し、又は新たに制限若しくは条件を付すことがある。
 (3) 承認証の内容又は承認の制限若しくは条件に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会
 会長 印

第4号様式 (第4関係)

共同漁業権区域内浮魚礁敷設届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地
 名称
 (代表者氏名)

下記のとおり浮魚礁を敷設予定なので、届け出ます。

記

1 浮魚礁の名称 :
 2 敷設予定位置 : 北緯 東経
 3 共同漁業権の番号 : 共同第 号
 4 浮魚礁の種類 :
 5 敷設予定日 : 年 月 日

注1 敷設した位置とは、浮魚礁のアンカーを投下した位置のことをいう。
 2 位置図及び構造図を添付すること。

第5号様式 (第4、第5関係)

協議書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

第 ブロック浮魚礁自主調整協議会
 所在地
 名称
 (代表者氏名) 印

が、下記の位置に浮魚礁を敷設することについては、第 ブロック浮魚礁自主調整協議会において協議が調ったことに相違がないことを認めます。

記

浮魚礁の名称	敷設位置（世界測地系）	種類	協議理由
	北緯 東経		

第6号様式（第7関係）

浮魚礁敷設完了届
年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地
名称
(代表者氏名)

下記のとおり浮魚礁を敷設したので、届け出ます。

記

1 浮魚礁の名称 :
 2 敷設した日 : 年 月 日
 3 敷設した位置 : 北緯 東経
 4 G P Sの測地系の種類 :
 5 敷設した位置の水深 : m
 6 敷設したロープの長さ : m

- 注1 敷設した位置とは、浮魚礁のアンカーを投下した位置のことをいう。
 2 次の写真を添付すること。
 (1) 敷設前に撮影した敷設者名、承認番号、ロープ、アンカー及び礁体部分の写真
 (2) 敷設後に撮影したG P S画面及び表層型は浮体部、中層型は魚探又はソナーの写真

第7号様式（第8関係）

浮魚礁流失届
年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地
名称
(代表者氏名)

下記のとおり浮魚礁が流失したので、届け出ます。

記

1 浮魚礁の名称 :
 2 流失を確認した日 : 年 月 日
 3 敷設した位置 : 北緯 東経
 4 回収の有無 :
 5 流失の原因と今後の対応 :

- 注1 敷設した位置とは、浮魚礁のアンカーを投下した位置のことをいう。
 2 浮魚礁の構造を示す書類又は写真を添付すること。
 3 この浮魚礁流失届には、第8の規定により海上保安部又は海上保安署に提出した書類の写しを添付すること。

第8号様式（第13関係）

承認旗等設定届
年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地

名称

(代表者氏名)

浮魚礁の利用を示す承認旗等を設定したので、届け出ます。

注 承認旗等の形状を示すこと。

沖縄海区漁業調整委員会指示7第2号

沖縄海区におけるスジアラ類及びシロクラベラ資源の保護培養を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和7年3月25日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 上 原 亀 一

(定義)

第1 この指示における語句の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「スジアラ類」とは、ハタ科スジアラ属のスジアラ、コクハンアラ及びオオアオノメアラをいう。
- (2) 「シロクラベラ」とは、ベラ科イラ属のシロクラベラをいう。

(指示の内容)

第2 沖縄海区において、全長40センチメートル未満のスジアラ類及び全長35センチメートル未満のシロクラベラを採捕してはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究又は教育実習のため採捕する場合は、この限りでない。

(所持及び販売の禁止)

第3 第2の規定に違反して採捕したスジアラ類若しくはシロクラベラ又はこれらの製品は、所持し、又は販売してはならない。

(指示の有効期間)

第4 この指示の有効期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地</p>
---	--